



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

会社法改正の要綱案(本年法案化され国会に提出予定)と外国人労働者の雇用を巡る法規制等に関する連載の第3弾です(前回までの連載分は当事務所ホームページに掲載しております。LIFRE No.25, No.26)

◆<連載：会社法改正の要綱案について—第3回 取締役等に関する改正点—>

1. 取締役報酬の方針決定義務

監査役会設置会社であり有価証券報告書提出義務がある会社又は監査等委員会設置会社は、定款または株主総会により取締役の個人別の報酬等の内容が定められていない限り、**取締役会において取締役報酬等の決定方針を定めなければならない**となります。

2. 役員報酬等に関する情報開示の充実

公開会社は事業報告において次の事項等に関する情報公開の充実を図らなければならないとなります。

- ① 報酬等の決定方針に関する事項
- ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ③ 取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項

3. 役員賠償責任の補償契約

役員の賠償責任等について会社が補償する契約を締結するためには**株主総会または取締役会の決議**が必要となります。取締役会設置会社において補償を受けた取締役は**取締役会に報告**しなければなりません。また、公開会社においては**補償契約の概要を事業報告に記載**しなければなりません。

4. 役員賠償責任の保険契約

会社が役員の損害賠償責任について**保険会社と保険契約を締結**しようとするときは、**株主総会または取締役会の決議**が必要となります。

5. 社外監査役の設置義務

大会社かつ公開会社である**監査役会設置会社**であって**有価証券報告書提出義務**がある会社は、**社外取締役を設置**しなければならないとなります。

(以上の要綱案の内容は今後法案化・国会審議の過程において修正される可能性がありますのでご注意ください。)

*

◇<連載：外国人労働者を巡る法規制—第3回 新設された在留資格について—>

前号において、在留資格制度の全体像を俯瞰しましたので、本号では、改正入管法により新設された「特定技能」の資格について詳しく解説します。

1. 特定技能1号

不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する「**相当程度の知識又は経験を要する技能**」を要する業務に従事する外国人についての在留資格です。

- (1) 対象業種

次の14業種が対象とされています。

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造、電機・電子機器関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造、外食

(2) 資格取得要件

①**最長5年間の技能実習を終了すること**、又は②**技能・日本語の試験に合格すること**が要件となります。

(3) 期間・家族帯同の可否

期間は通算して5年が上限であり、家族の帯同も認められません。

2. 特定技能2号

上記分野に属する「**熟練した技能**」を要する業務に従事する外国人についての在留資格です。

(1) 対象業種

平成30年3月現在、**建設、造船・船用工業**が対象とされることが予定されています。

(2) 資格取得要件

①**当該業務の所轄省庁が定める特定技能評価試験に合格すること**、又は②**特定の技能実習を修了すること**が必要となります。

(3) 期間・家族帯同の可否

上限は定められておらず、更新によって実質制限無しに本邦に在留することが可能です。また、**要件を満たす限り家族の帯同も許されます**。

3. 受入機関の外国人支援義務

特定技能1号外国人の受入機関は、当該外国人が**安定的かつ円滑に活動を行うことができるようにするための社会生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を行う義務**を負います。他方、特定技能2号外国人の受入先については、このような義務が課されることはありません。

(友成、門屋)

法務トピックス

◆森林経営管理法施行(平成31年4月1日施行・林野庁)

長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により民有林の手入れが不足しているという現状、また、災害防止や、所有者不明・境界不明確等の問題もあり、適切な森林の経営管理の確保が急務となりました。そこで、①**森林管理の責務の明確化**、②**経営管理がなされていない森林につき市町村が仲介役となり所有者と林業経営者をつなぐシステムの構築**、③**所有者不明森林への対応等**が定められ、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営を市町村が行うことで、**林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立**を図ることとしています。